

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、レジ業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、レジ業務中に同僚から肩を押されてレジ台に伏せた際に腰に激痛が走ったという。請求人は、同日、D整形外科に受診し、「腰部椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、レジ業務中、同僚のEに両手で肩を押されレジ台に伏せた際に激痛があり、本件傷病を発症した旨主張している。

他人の故意に基づく暴行による負傷については、決定書理由に説示する「判断の要件」(決定書別紙)のとおり、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定することされているので、以下検討する。

(2) 請求人は、要旨、Eが、「しっかりしてよ」と言いながら請求人の肩に両手を載せてきたので上から押された感じがあり、腰に激しい痛みが生じ、レジ台に伏せた格好になったと述べている。

加害者とされるEは、要旨、請求人と2人でレジ業務を行っているときに、気まずい雰囲気となり、これをフォローしようとして「がんばろうね」と請求人に声をかけつつ、左肩で請求人の右肩にちょこんと触れたと述べており、請求人の肩を両手で押したということについてはこれを否定している。

以上のことを踏まえると、Eには請求人を傷つける意図はなかったものと認められ、決定書理由に説示するとおり、請求人がEに肩を押されたか否かは不明であるが、当審査会としても、少なくとも、一般的労働者に腰痛を生じさせるような強い暴行があったとは認められないものと判断する。

(3) また、腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省(現:厚生労働省)労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

そこで、認定基準が定める「災害性の原因による腰痛」として業務上の事由によるものと判断できるか否かを以下検討する。

隣の列でレジ担当をしていたFは、請求人が倒れ掛かるようなことがあれば、

自分も含め他の従業員やお客様が気づき、その場がざわつくことになるが、そのようなことはなかった旨述べている。

会社は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、業務中ではあるが、当事者双方及び事業場責任者では言い分が食い違っており、本件傷病と業務との間に相当因果関係がないと考える旨記している。

また、医学的見解を見ると、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を腰部椎間板ヘルニアとし、発症機序については、要旨、元々LW1-2間にヘルニアがあり、倒れ込んだ際に外力が働き、神経を圧迫するにいたると思われると述べており、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、腰部椎間板ヘルニアは日常生活動作を含む外力によって、慢性経過で発症する場合と災害性に急性経過で発症する場合があるが、本例では発症原因が明確な災害性のものとはいえない旨述べている。

前述のとおり、請求人は、レジ台に伏せた格好になったものであるが、請求人が転倒する等の災害の発生は現認されていないことから、当審査会としても、H医師の意見が妥当であると判断する。

(4) さらに、決定書理由に説示するとおり、請求人は既往症として腰部椎間板ヘルニアを発症しており、2度腰部を手術していたことが認められ、今回も慢性経過で発症したのと同じと考えることに矛盾はないと当審査会も判断する。

よって、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(5) なお、請求人は、同僚及び事業場責任者は嘘を言っている旨主張するが、当審査会においては、事業場関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査し、その採否を決定していることを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。